

公 示

次のとおり、「国立研究開発法人国立環境研究所職員等に対する健康診断実施業務」に係る公募（入札可能性調査）を行います。

令和8年1月13日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

1. 公募概要

本件は、国立研究開発法人国立環境研究所職員等に対する健康診断実施業務の請負者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について調査を実施するものです。

つきましては、下記2. 業務概要、3. 応募要件及び別添仕様書案に記載する応募要件・業務内容等において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の請負者決定に当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、4. 登録内容について別添登録票を記入の上、6. 提出先までご提出をお願いします。

公募期間：令和8年1月13日～令和8年2月3日

2. 業務概要

(1) 事業名

国立研究開発法人国立環境研究所職員等に対する健康診断実施業務

(2) 業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ②国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ④契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤別紙において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑥別添1の示す内容の証明を行った者であること。

4. 登録内容

- (1) 事業者名（住所、商号又は名称、代表者氏名）
- (2) 連絡先（住所（上記と異なる場合）、TEL、E-mail、担当者名）
- (3) 本公示3. (1) ⑥に記載する要件の証明書類（別添登録用紙に添付すること。）

5. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、一般競争入札を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は研究所内で閲覧しますが、事業者に断りなく研究所外に配布することはありません。
- ・提出された情報、資料は返却いたしません。
- ・当該調査により応募者が2者以上となる場合、一般競争入札を実施します。
- ・3. (1) ①の資格の認定を受けていなくとも、登録票を提出いただくことは可能ですが、一般競争入札を実施することとなった場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時までに当該資格の認定を受ける必要があります。

6. 提出先

持参・郵送又はE-mail (chotatsu@nies.go.jp)にてご提出願います。

【提出先】〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 担当 長嶋

※提出期限：令和8年2月3日 16時00分まで

複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

<問合せ先>

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775

FAX 029-850-2388

担当 長嶋

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、登録用紙の提出をもって誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

（参考）国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

別添 1

◇ 認証取得、外部精度管理評価、健（検）診車の保有等について

請負者は、健康診断の実施にあたり検査機器、検査技術、結果処理、精度管理に至るまで総合的に適切な体制を有する事業者であること。さらには、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を有していることとし、以下の1～8について、それを証明する書類を提出すること。

内容	提出書類
1 会社組織及び概要を示した書類（会社概要等）	パンフレット
2 実施スケジュール以外の期日につくば市又は近隣地区において健康診断を実施できることを示す体制表（つくば市近隣地区の請負者が管理する施設又は請負者が主催する会場において概ね各年度内に8日程度、健康診断が実施できるように日程を調整すること。）	小規模健診日程表又は診療所健診日程表
3 プライバシーマーク認証を取得していること。	登録証の写し
4 労働衛生サービス機能評価機構の施設認定を取得していること。	認定証の写し
5 胸部X線撮影（指定撮影法に限る）に係る公的機関の外部精度管理評価を受けており、精度に問題がないこと。（A又はB評価）	評価結果通知書の写し
6 血液検査に係る公的機関等の外部精度管理評価を受けており、精度に問題がないこと。（A評価）	評価結果通知書の写し
7 健（検）診車及び健診機材の故障時に速やかに対応できること。	故障時の対応及び健診会場との距離についての資料
8 胸部、胃部について健（検）診車を自ら保有していること。	車検証の写し